

岩手県告示第 540 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野東和自転車道線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
花巻市東和町田瀬 26 区 131 番 1 地先内	m 13.4~6.4	m 114.6
花巻市東和町田瀬 26 区 128 番 1 地先から 91 番 2 地先まで	47.5~6.0	644.7

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで